

仙台市給食届出・報告事務取扱要領

(平成15年 4月 30日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市健康増進法等の施行に関する規則(平成15年 仙台市規則第72号。以下「規則」という。)の施行に関し必要なものを定める。

(給食の開始の届出)

第2条 規則第2条第1項に規定する給食開始届は、様式第1号による。

(給食の変更の届出)

第3条 規則第2条第2項に規定する給食変更届は、様式第2号による。

(給食の休止又は廃止の届出)

第4条 規則第2条第2項に規定する給食休止・廃止届は、様式第3号による。

(給食の再開の届出)

第5条 規則第2条第3項に規定する給食再開届は、様式第4号による。

(給食状況の報告)

第6条 規則第3条第1項に規定する給食状況の報告に係る様式は、様式第5号による。

2 規則第3条第2項に規定する給食状況の報告に係る様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から実施する。

附 則(平成16年4月27日改正)

この改正は、平成16年5月1日から実施する。

附 則(平成18年5月17日改正)

この改正は、平成18年5月17日から実施する。

附 則(平成21年3月3日改正)

この改正は、平成21年3月3日から実施する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(令和2年5月1日改正)

この改正は、令和2年5月1日から実施する。

附 則(令和3年3月17日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。